

議案第111号

町営土地改良事業計画の変更について

次のとおり町営土地改良事業の計画を変更することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年12月9日

三朝町長 吉田秀光

平成17年12月16日 原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| 1 事業の名称   | 団体営中山間地域総合整備事業  |
| 2 施行場所    | 三朝町大字下谷、福田及び小河内 |
| 3 計画変更の要件 | 事業費の変更          |
|           | 当初事業費 680,000千円 |
|           | 変更事業費 461,671千円 |